

十一 一期利子	十九八七 六	五四 三	二 一	条成省 件十令 国財 務債 省告 示第 四百 七十 七條 に關 する 事項 の規 定付 利付 國債 づき の大 藏行 等。
払経利発発種額 込過行類面金 み利行金額 子価額 の率格日の 額額	払發 込行 行方 額額	發の法 律行 項及の 方法 法	發號名 稱及び 根拠 そ拠記	平成十四年 等を次 年十月 十四年 とおり 十一月 一日告 示す 月六日 に發行 する。

す次そが金と平  
る号の銀額し成  
期及翌行を、十  
日び當休支次五  
に第業業払の年  
つ十日日う算三  
い三にに。式月  
て号支当たに二  
同じ。おうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支  
規下は払し払  
定、期た期

に金加郵年額平円五円七額に簡条二財八利  
払額え政一面成、万百面よ易第十政回付  
いを、事・金十一円七金る生一六融)國庫債券  
込第次業九額四億、十額引命保法資  
む十の庁バ百年円十萬五で受け保険法律金  
も六算長一円十萬及万億七百八十  
の号式官セに月び円八百七十五  
とにはンつ二十、千五百  
する規よ、トき十億百  
定り払百一円万  
す算込円日の円  
る出金十  
期し額六  
日たに一  
額種千  
万

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{19}{100} \times \frac{31}{365}$

財務大臣 塩川正十郎 第五十 昭和五十 七年大 藏行等
に簡条二財八利 回付 第十政回付 融)國庫債券 年資 五 法資 券(一 十年) (第五 十昭和 五十 年大 藏行等

額面金額又は登録金額 ×  $\frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$

十六 五四三

払込期日 払場所  
元利所 金額  
償還期限  
償利以子

平取国日額平利てを毎成  
成扱債本面成子、支年  
十店代銀金三をそ払三  
四並理行額十支の期月  
年び店の百四払日と二  
十に及本円年う以し十  
月取び店に九。前、日  
二扱國支月六各及  
十郵債支月二月支び  
一便元支月二十間払九  
日局利代円日に期月  
金理支月二月支び  
支店すお十  
払い日